

IV 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

自然環境と共生する土地利用

1) 主要用途の配置の方針

本区域においては、用途地域は未指定であり、今後、良好な市街地環境の保全・形成を図るため、土地利用現況を踏まえつつ、将来の市街地像を明確にした上で、用途地域の指定を検討します。

渡久地、谷茶、大浜及び東等の中心集落においては、住環境の改善を図りつつ安全で快適に生活できるゆとりある住宅地の形成に努めます。

また、渡久地一帯の中心集落は、かつて活気のある港町でしたが、近年は港の機能の衰退とともに活力を失いつつあります。そのため、市場の再生も含め、観光リゾート機能と地域商業サービス機能を併せ持つ本部町の中心地として活力維持・向上に向けた検討を進めます。

また、生産と消費を結ぶ機能を有する流通業務地は、地域産業及び経済の流通活動において重要な役割を有しています。

そのため、本部港（本部地区・渡久地地区）の背後地においては港湾施設の整備等、流通業務機能の充実を図ります。

2) 土地利用の方針

①用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

用途地域の指定のない本区域においては、地区の将来像を明確にした上で用途の純化や複合化を検討し、用途地域の指定に努めます。特に、渡久地、谷茶、大浜及び東等の中心集落については良好な市街地形成を図るため、用途地域の指定を検討します。

②居住環境の改善又は維持に関する方針

老朽住宅地並びに密集市街地については、まちに刻まれたたたずまいを十分いかし、地域のつながりを重視するとともに、ユニバーサルデザインにも配慮したコミュニティ道路やポケットパーク等の整備など、きめ細かな住環境の改善に努めます。

また、既存集落については、ゆとりある住環境の形成と集落環境の維持に努めます。

③都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地周縁部の斜面緑地等は、環境保全や景観保全上極めて重要な機能を果たしており、風致地区、緑地保全地域及び景観法の活用等、積極的な保全に努めます。

④優良な農地との健全な調和に関する方針

既存集落周辺の豊かな農住環境を維持していくために、優良農地は、土地利用調整等により保全に努めます。

⑤災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

災害に強いまちを形成するため、既存集落の防災機能の向上を進めつつ、集落周辺の斜面緑地やオープンスペースへの無秩序な開発を抑制します。

⑥自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

八重岳や山里円錐カルストの豊かな森とそれを源に流れる河川、河川周辺に広がる農地、河口部の港町及び良好な自然海岸など、やんばるの水循環を基軸とした自然環境や中心集落周辺を取り巻く斜面緑地については、緑地保全地域や風致地区の指定等による保全に努めます。

⑦計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない本区域においては、無秩序な開発を抑制するため、土地利用の動向並びに人口動態や経済動向等を見据え、建築物の建ぺい率、容積率等の建築形態規制の見直しを必要に応じて検討します。併せて、地区計画の活用による自然環境と調和、共生する集落環境整備や、特定用途制限地域の指定、開発許可対象面積の引き下げなど適切な対応に努めます。

なお、良好な自然環境や集落環境が残る本区域においては、「無秩序な開発の抑制」を前提としますが、周辺環境と調和し、地域活力の向上に資する開発については、適切に対応していきます。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

自然と文化をつなぐ交通施設

本区域では、透水性・低騒音舗装等による環境負荷の低減を図るとともに、やんばるの貴重な自然や原風景と調和し、連携・交流の促進に資する交通施設整備を推進します。

①自然環境に配慮した道路網の形成

本区域では、沿道の動植物や景観に配慮した道づくり（エコロード）を進めるとともに、物流や人々の交流の活性化に資する幹線道路網の形成を図ります。

②歩行者優先道路の整備

中心集落においては、港、公園緑地等の公共施設と河川沿いや海岸線を相互に連結させる歩行者や自転車利用者が安全で快適に利用可能な道路整備に努めます。

③観光リゾートを支えるやんばる路の保全

国道等の幹線道路をはじめ、補助幹線道路、生活道路等の既存の交通施設は、周辺の自然や歴史文化と調和したやんばる路として、その維持管理とともに道の個性の確保に努めます。

2) 整備水準の目標

主要幹線道路、幹線及び補助幹線道路並びに生活道路については、基本方針に基づいて着実な整備を推進します。

3) 主要な施設の配置の方針

①道路

円滑な交通処理や将来交通量に対応し、国道 505 号や国道 449 号名護バイパスと一体となった本部半島を循環する道路網を形成するため、国道 449 号本部南道路、本部北道路の整備を推進します。

また、生活道路は、区域内で発生する交通を円滑に処理し、通過交通を誘発しないよう配置します。

②港湾

本部港（本部地区・渡久地地区）は、従来の港湾機能を充実させつつ、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区や観光・リゾート地への海上交通の利便性向上、大型クルーズ船の寄港、みなとまつりなどでの利用への対応など、観光レクリエーション機能及び流通業務機能等を有する港湾としての施設整備を推進します。

4) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内の主要事業を次のとおり想定します。

種別	名称
道路	国道 449 号（本部南道路、本部北道路）
港湾	本部港（本部地区・渡久地地区）

(2) 下水道及び河川に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

①下水道

汚水量の増大、浸水の防除に対処し、衛生的で快適な都市環境の創出と公共用水域の水

質保全を図るため、引き続き下水道の整備を推進します。

また、既存集落やリゾート地域では、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽等の併用による汚水処理施設の整備を推進し、集落環境や自然環境を保全します。

②河川

河岸緑地の保全を図り、生物の生息・生育環境の保全・再生に努め、地域住民の意見を反映した多自然川づくりを推進します。

2) 整備水準目標

①下水道

おおむね 20 年後の公共下水道の整備目標は、次のとおりです。

年次	平成 17 年 (現況)	平成 37 年 (目標)
処理対象人口 (千人)	8.9	12.2
普及率 (%)	61.8	85.6

資料：庁内資料

②河川

本区域内の二級河川（2 河川、整備に必要な延長約 12km）について、積極的な整備を推進します。

年次	平成 17 年 (現況)	平成 37 年 (目標)
河川整備率 (%)	46.2	63

資料：庁内資料

3) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内の主要事業を次のとおり想定します。

種 別	名 称
下水道	本部町終末処理場及びポンプ場の改築
河 川	大井川、満名川

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

山・川・港の特徴をいかした市街地整備

本区域においては、満名川の河口の集落を中心に、周辺の農地や幹線道路沿道、埋立地

等に住宅等が立地してきましたが、近年、まちのにぎわいが失われつつあることから、次の方針によって川や港と一体となった拠点形成と中心集落の居住環境改善を推進します。

①地域の歴史をつなぐ市街地の再整備

歴史の積み重ねにより形成された中心集落では、川や港と共にその土地に刻まれた履歴やまちのたたずまいをいかしながら、居住環境の改善に努めます。

②自然環境や文化財等の立地特性を生かした面整備

既存集落においては、川や樹林地、小起伏の斜面緑地、昔ながらの旧道、カー（井戸）、御嶽、文化財等、その土地の風景や特性などの保全・活用に努めます。

③観光レクリエーション機能を共存させる整備

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の玄関口にあたる渡久地一帯の中心集落では、観光レクリエーション機能の集積を図りつつ、港を中心に市場や本部町産業支援センター（アジマーもとぶ）、博物館等各機能が連携、ネットワークしたにぎわいのある市街地形成を図ります。

4. 都市環境に関する主要な都市計画の決定の方針

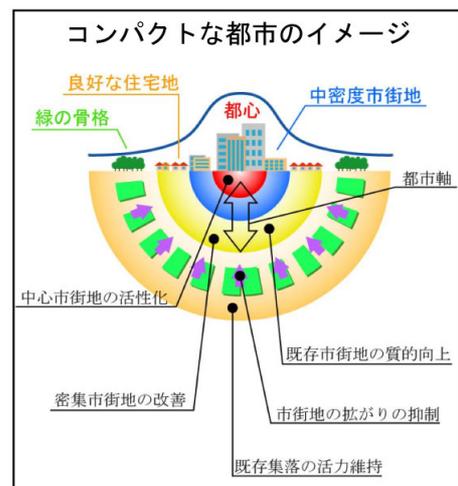
（1）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

自然が息づき、いやされる都市環境

自然性の高い森林、海岸域に広がる良好な珊瑚礁、本部半島の石灰岩特有の自然地形と植生等、規模の大きい良好な自然環境を有し、これらの緑に包み込まれるように集落が形成された本区域においては、自然環境との調和や身近な緑地環境の保全と整備を図り、まちのコンパクト化を進めるとともに、拠点となる公園緑地の整備や回廊となる緑地の保全・形成に努め、次のような緑に囲まれ、安らぎを感じる都市の形成を図ります。

- ・ 集落を包む緑の縁取りの形成
- ・ 海と島と山の魅力を高める拠点の形成
- ・ やんばるの森と海を再生する緑地環境の充実
- ・ 森や海の恵みを伝える水辺環境の充実



2) 緑地の確保水準

①緑地確保の目標水準

中心集落一帯における緑地確保の目標量	中心集落一帯に対する割合
20.0 ha	34.5 %

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成17年（現況）	平成37年（目標）
都市公園等の整備面積	72.4 ha	100.0ha
都市計画区域人口1人当たりの整備面積	50.3 m ² /人	77.5 m ² /人

資料：沖縄の都市公園

3) 主要な緑地の配置の方針

①環境保全系統

八重岳の頂部施設地跡をいかし、自然的環境の保全・活用拠点の形成を図るとともに、山里円錐カルストの特徴的な石灰岩地形が作り出す自然風景地の保全と活用、瀬底島・水納島・本部海域の保全を推進します。

②レクリエーション系統

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の機能拡充とともに、基幹公園の充足、町営公園の充実、満名川桜並木公園の検討など、地域特性を生かした特色ある公園整備に努めます。

③防災系統

渡久地の中心集落に接する斜面は、防災緑地帯として保全するとともに、本部の満名川と幹線道路を防災環境軸として連結し、安心、安全、快適で住みよい市街地形成に資する防災緑地網の形成を図ります。

④景観形成系統

八重岳、山里円錐カルスト等の石灰岩地の緑や、備瀬のフクギ並木等の集落景観、瀬底島、水納島の水辺景観の保全を図るとともに、八重岳、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区等の眺望点の保全と整備を促進します。

4) 主要な緑地の確保目標

■公園緑地等の整備目標及び配置の方針

種別	配置方針	平成 17 年	平成 37 年
住区基幹公園	都市計画公園の整備水準は既に確保されていることから、今後は現在計画中の公園の供用促進と整備を図ります。	1.18 m ² /人	3.06 m ² /人
広域・国営公園	国営沖縄記念公園海洋博覧会地区が配置されており、今後の供用促進と整備を図ります。	49.16 m ² /人	52.26 m ² /人
その他の公園緑地 (都市基幹公園、特殊公園等)	八重岳周辺地域の公園化など、町の公園事業を基本に具体化を図ります。	0 m ² /人	12.81 m ² /人
合 計		50.3 m ² /人	68.1 m ² /人

資料：沖縄の都市公園

■風致地区・緑地保全地域等の指定の方針

種別	配置方針	平成 17 年	平成 37 年
風致地区 (緑地保全地域 特別緑地保全地区)	中心集落周辺の環境緑地帯・緑地回廊を形成する新規の指定を検討します。	0 ha	6.7 ha
その他の 地域制緑地	現行の保安林や国定公園等の郊外の緑地については、指定の継続・拡充、維持管理の充実を進めます。	504.4 ha	504.4 ha
合 計		504 ha	511 ha

※端数処理の関係上、内訳の和は必ずしも一致しない。

5) 重点的に整備又は保全すべき主要な緑地等

①おおむね 10 年以内に指定を行うべき主要な緑地保全地域等

中心集落外周の緑地の保全を図るため、段階的に地域制緑地を導入します。

(2) 景観形成に関する方針

1) 基本方針

いやしを感じる都市空間の創出には、良好な景観形成も重要であり、今後、景観計画の策定を促進し、計画的な景観形成・保全に努めます。

自然海浜における水辺景観の保全、赤土流出防止対策等の環境対策による景観の回復、本部半島中央の八重岳、山里円錐カルスト等の連続した緑の景観の保全、採石場や採石場跡地一帯の適切な景観修復など、自然景観の積極的な保全・修復に努めます。

特に、地域固有の優れた景観を形成する備瀬集落は、住民の日常生活に配慮しつつ、景観法の活用や地区計画等によってフクギの屋敷林等伝統的な集落景観の積極的な保全と

修復を図ります。

さらに、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区等の観光レクリエーション施設沿道については、道路緑化や背後の斜面緑地の保全、特色ある建築外観等で良好な沿道景観の誘導を図ります。

併せて、墓地の整備にあたっては、周辺地域の土地利用や自然環境との調和に配慮しつつ可能な限り集約化を図り、良好な景観形成に努めます。

5. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

住民の生命と財産を守り、安全な都市づくりを進めることは都市政策の基本であり、災害の未然防止とともに災害時の適切な対策、迅速な災害復旧などが欠かせません。

そのため、河川や海岸、急傾斜地等における防災対策を積極的に推進するとともに、道路・公園の整備等避難経路の多重性や避難場所の確保に努めます。

また、台風の常襲地域に位置する本県においては、河川改修による治水機能の向上、防災機能をもった遊水池の整備等を推進するとともに、地域社会の防災対応力の向上を図るため、住民の防災意識の啓発や防災ボランティアの育成等を促進して、住民相互及び住民と行政間の連携が充実した防災体制の強化に努めます。

2) 都市防災のための施策の概要

①火災対策

火災を防止、または火災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、道路、その他の公共施設の維持管理を強化し、災害時の避難、救援、消防活動の骨格となる道路や小広場、公園緑地等の防災軸を強化します。

また、避難路、延焼遮断帯として機能する道路整備を推進するとともに、避難経路、避難場所、公園、公共施設等の防災上重要な地区においては、計画的な防火地域、準防火地域の指定に努め、建築物の不燃化を促進します。

②震災対策

建築物・構造物の耐震化・不燃化の促進とともに広域避難場所の確保と整備、電気、上下水道等のライフラインの構造強化を進め、震災に強い都市構造の形成に努めます。

併せて、地震発生時における応急対策や住民の行動規範を早急に確立し、住民や事業所等による自主防災体制づくりを支援します。

③浸水対策

水害を防止し、又は風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路その他の公共施設の維持管理を強化します。

さらに、緑地の保全、浸透枮等の浸透施設の整備、透水性舗装により水循環システムを改善し、水害に強いまちづくりを進めます。

④土砂災害対策

土砂災害から住民の生命と財産を守るため、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策を推進するとともに、土砂災害のおそれのある区域については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、一定の要件に合致する既存住宅の移転促進等を推進します。